

○岡垣町定住奨励金交付要綱

令和元年11月13日岡垣町要綱第12号

改正

令和3年3月31日要綱第20号

令和4年3月31日要綱第30号

岡垣町定住奨励金交付要綱

岡垣町定住奨励金交付要綱（平成29年岡垣町要綱第13号）の全部を改正する。  
（趣旨）

第1条 この要綱は、子育て世帯及び若年世帯の定住人口の増加による地域の活性化並びに本町における空き家の流通促進を図るための奨励金を予算の範囲内で交付することに関し、岡垣町補助金等交付規則（平成24年岡垣町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中古住宅 過去に居住の用に供したことのある一戸建て住宅又は分譲マンションをいう。
- (2) 解体新築 中古住宅を購入し、かつ、当該中古住宅を解体した後、新たに一戸建ての住宅を建築することをいう。
- (3) 同居 親等世帯と子世帯が町内の同一の住宅に居住することをいう。
- (4) 近居 親等世帯と子世帯が町内の異なる住宅に居住することをいう。
- (5) 子育て世帯 義務教育終了前の子ども及び当該子どもの親権を行う者を構成員に含む世帯をいう。
- (6) 若年夫婦世帯 世帯を構成する夫婦の年齢の合計が80歳未満である世帯（当該夫婦以外の世帯の構成員を有する場合を含む。）をいう。
- (7) 子世帯 子育て世帯及び若年夫婦世帯をいう。
- (8) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (9) 親等 奨励金申請時において、町内に住所を有する子の父母又は祖父母をいう。

（交付対象世帯）

第3条 次の各号の要件のいずれにも該当する世帯に奨励金を交付する。

- (1) 自ら居住するため、令和2年1月1日から令和5年12月31日までの間に、町内に中古住宅を購入し、又は解体新築していること。
- (2) 当該住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であって、2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものであること。
- (3) 住宅の取得後1年以内に当該住宅に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていること。
- (4) 居住日において、子育て世帯又は若者夫婦世帯であること。
- (5) 世帯員全員が、町税、上下水道使用料及び保育料（施設型給付の給付

対象となる施設に限る。ただし、町外の公立保育所及び町外の認定こども園及び町外の幼稚園を除く。)を滞納していない者であること。

(6) 本町の自治区に加入していること。

(7) 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としないものとする。

(1) 町内に既に所有している住宅の建替又は買替

(2) 別荘(居住の有無に関わらず、既に住宅を所有している者が新たに建築又は購入する住宅をいう。)の取得

(3) 相続又は贈与による住宅の取得

(4) 公共事業に伴う住宅移転補償による住宅の取得

(5) 過去に岡垣町中古住宅購入等補助金交付要綱(平成26年岡垣町要綱第1号)に定める補助金又は岡垣町定住奨励金交付要綱(平成29年岡垣町要綱第13号)に定める奨励金を受け取っていること。

(奨励金の種類及び額)

第4条 奨励金の種類及び額は、別表1に定めるとおりとする。

2 共有名義の物件である場合は、登記事項証明書に記載された奨励金の交付を受けようとする世帯(以下「申請世帯」という。)の所有権の持分により分し奨励金を算定する。ただし、申請世帯の所有権の持分が2分の1以上のときは奨励金額を全額とする。

3 岡垣町結婚新生活支援補助金交付要綱(平成30年岡垣町要綱第12号)に定める補助対象世帯への奨励金額は、別表1に定める奨励金額から同要綱第6条、第7条第2項又は第9条の交付決定を受けた補助金額のうち、購入費に対する補助金額を控除した額とする。

(奨励金の支給制限)

第5条 前条に規定する奨励金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする世帯の代表者(以下「申請者」という。)は、別表2に定める書類を、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が住民基本台帳、固定資産税課税台帳及び町税等納付状況の調査同意書(様式第5号)を町長に提出したときは、次に掲げる書類の提出を要しない。

世帯員全員の住民票

世帯員全員に町税、上下水道使用料及び保育料に滞納がないことを証する書類

住宅の登記事項証明書又は固定資産税課税明細書

(奨励金の申請期間)

第7条 交付申請期間は、住宅の所在地に住民登録した日から1年以内とする。

ただし、1月4日から3月31日までは申請期間外とする。

- 2 岡垣町結婚新生活支援補助金交付要綱（平成30年岡垣町要綱第12号）と併用して補助金の申請をする世帯の交付申請期間は、同要綱第5条第3項と同期間とする。

（交付決定）

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、奨励金の交付の可否を決定し、岡垣町定住奨励金交付決定（却下）通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

（交付請求）

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、岡垣町定住奨励金交付請求書（様式第7号）により請求をしなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 交付決定世帯が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、岡垣町定住奨励金交付取消通知書（様式第8号）により、その決定を取り消すものとする。

（1）第3条に規定する交付対象世帯の要件を有しなくなったとき。

（2）交付決定世帯の夫婦（同居している子（奨励金の交付申請をする日において、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）がある場合を除く。以下同じ。）が離婚したとき又は夫婦のいずれか一方が他の住宅へ転居（子の出産、出産予定、単身赴任その他の事由による一時転居の場合を除く。）したとき。

（3）虚偽の申請又は不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

（奨励金の返還）

第11条 町長は、申請者が虚偽の申請又は不正な手段により奨励金の決定又は交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、又は岡垣町定住奨励金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めて奨励金の全部又は一部の返還を求めものとする。

- 2 町長は、前項の者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、奨励金の返還を免除することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和元年12月31日以前に住宅を新築又は購入した交付対象世帯については、改正前の要綱の例による。

（この要綱の失効）

- 3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、住宅に居住した日から1年を経過していないものについては、なお従前の例による。

(要綱の見直し)

- 4 町長は、町の財政状況、奨励金の効果その他の状況を勘案した上で、交付対象世帯、奨励金の額その他の要綱の内容の見直し又は前項に定める失効日の変更を行うものとする。

附 則 (令和3年3月31日要綱第20号抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日要綱第30号抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

奨励金の種類	条件	奨励金の額	
中古住宅購入	中古住宅を購入し、かつ、第3条に規定する交付対象世帯に該当すること。	20万円	同居又は近居の場合は、20万円を加算する。
解体新築	中古住宅を購入し、かつ、当該中古住宅を解体した後、自ら居住するために新たに一戸建ての住宅を建築し、次の各号のいずれにも該当する場合。 (1) 第3条に規定する交付対象世帯に該当すること。 (2) 新築住宅の建設が中古住宅の購入後2年以内に完了し、新築住宅に居住していること。 (3) 申請世帯又は親等世帯が解体を行っていること。	50万円	

別表2 (第6条関係)

奨励金の種類	必要書類
中古住宅購入	(1) 岡垣町定住奨励金交付申請書 (様式第1号) (2) 世帯員全員の住民票 (3) 世帯員全員に町税、上下水道使用料及び保育料に滞納がないことを証する書類 (4) 自治区加入証明書 (様式第2号) (5) 住宅の売買契約書の写し

	(6) 住宅の登記事項証明書又は固定資産税課税明細書
解体新築	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 岡垣町定住奨励金（解体新築）交付申請書（様式第3号）</li> <li>(2) 世帯員全員の住民票</li> <li>(3) 世帯員全員に町税、上下水道使用料及び保育料に滞納がないことを証する書類</li> <li>(4) 自治区加入証明書（様式第2号）</li> <li>(5) 中古住宅の売買契約書の写し</li> <li>(6) 新築住宅の工事請負契約書の写し</li> <li>(7) 新築住宅の登記事項証明書</li> <li>(8) 解体工事に係る領収書の写し</li> <li>(9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による検査済証</li> <li>(10) 中古住宅の滅失を記述した閉鎖登記事項証明書</li> </ul>
中古住宅購入 同居又は近居	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 岡垣町定住奨励金（同居・近居）交付申請書（様式第4号）</li> <li>(2) 同居者又は近居者を含む世帯員全員の住民票</li> <li>(3) 同居又は近居者を含む世帯員全員に町税、上下水道使用料及び保育料に滞納がないことを証する書類</li> <li>(4) 同居又は近居者との関係を示すもの（戸籍謄本又は戸籍抄本）</li> <li>(5) 自治区加入証明書（様式第2号）</li> <li>(6) 住宅の売買契約書の写し</li> <li>(7) 住宅の登記事項証明書又は固定資産税課税明細書</li> </ul>
解体新築 同居又は近居	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 岡垣町定住奨励金（同居・近居）交付申請書（様式第4号）</li> <li>(2) 同居者又は近居者を含む世帯員全員の住民票</li> <li>(3) 同居又は近居者を含む世帯員全員に町税、上下水道使用料及び保育料に滞納がないことを証する書類</li> <li>(4) 同居又は近居者との関係を示すもの（戸籍謄本又は戸籍抄本）</li> <li>(5) 自治区加入証明書（様式第2号）</li> <li>(6) 中古住宅の売買契約書の写し</li> <li>(7) 新築住宅の工事請負契約書の写し</li> <li>(8) 新築住宅の登記事項証明書</li> <li>(9) 解体工事に係る領収書の写し</li> <li>(10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による検査</li> </ul>

	済証 (11) 中古住宅の滅失を記述した閉鎖登記事項証明書
--	----------------------------------

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

岡垣町長 様

申請者 住 所 共有者 住 所  
氏 名 氏 名  
電話番号 電話番号

岡垣町定住奨励金交付申請書

住宅を購入し居住を開始し、奨励金の交付を受けたいので、岡垣町定住奨励金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

続 柄	氏 名	生年月日・年齢
申 請 者 (注1)		年 月 日 ( 歳)
配 偶 者		年 月 日 ( 歳)
同 居 者 (氏名・生年月日)	年 月 日	年 月 日
住宅の所在地（登記地番）	岡垣町	
住宅の所有関係	単独名義 ・ 共有名義（持分 ）	
住宅の種類	1 専用住宅 2 併用住宅 3 分譲マンション	
住宅の床面積（注2）	㎡ （併用住宅の場合：居住部分 ㎡）	
建物登記年月日	年 月 日	
転入または転居日	年 月 日	
国の補助金等の申請	あり ・ なし	

（注1）申請者は、住宅の所有者（登記名義人）であること。

（注2）住宅の床面積が、50㎡以上280㎡以下であること。

（添付書類）

- （1）世帯員全員の住民票
- （2）世帯員全員に町税、上下水道使用料及び保育料に滞納がないことを証する書類
- （3）自治区加入証明書（様式第2号）
- （4）住宅の売買契約書の写し
- （5）住宅の登記事項証明書又は固定資産税課税明細書

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

岡垣町定住奨励金交付申請に係る自治区加入証明願

\_\_\_\_\_  
区長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
\_\_\_\_\_  
年 月 日 転入・転居

岡垣町定住奨励金の申請を行うため、自治区に加入していることを下記に証明下さいますようお願いいたします。

-----  
岡垣町長 様

区長名 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

岡垣町定住奨励金交付申請に係る自治区加入証明書

上記の者が岡垣町定住奨励金の交付申請を行うことに伴い、自治区に加入していることを証明します。

記

自治区への加入日 \_\_\_\_\_



様式第3号（第6条関係）

年 月 日

岡垣町長 様

申請者 住所 氏名 電話番号 共有者 住所 氏名 電話番号

岡垣町定住奨励金（解体新築）交付申請書

購入した住宅を解体後、住宅を新築し居住を開始し、奨励金の交付を受けたいので、岡垣町定住奨励金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

続柄	氏名		生年月日・年齢	
申請者 (注)			年 月 日 ( 歳)	
配偶者			年 月 日 ( 歳)	
同居者 (氏名・生年月日)	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生	
住宅の所在地（登記地番）	岡垣町			
新築住宅の所有関係	単独名義 ・ 共有名義（持分 ）			
新築住宅の種類	1 専用住宅 2 併用住宅 3 分譲マンション			
新築住宅の床面積	㎡			
中古住宅売買契約日	年 月 日			
建物登記年月日	滅失登記		新築登記	
転入または転居日	年 月 日			
国の補助金等の申請			あり ・ なし	

(注)申請者は、新築住宅及び中古住宅の所有者であること。

(添付書類)

- (1) 世帯員全員の住民票
- (2) 世帯員全員に町税、上下水道使用料及び保育料に滞納がないことを証する書類
- (3) 自治区加入証明書（様式第2号）
- (4) 中古住宅の売買契約書の写し
- (5) 新築住宅の工事請負契約書の写し
- (6) 新築住宅の登記事項証明書
- (7) 解体工事に係る領収書の写し
- (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による検査済証
- (9) 中古住宅の滅失を記述した閉鎖登記事項証明書

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

岡垣町長 様

申請者 住所 氏名 電話番号  
 共有者 住所 氏名 電話番号

岡垣町定住奨励金（同居・近居）交付申請書

親等との同居及び近居のため、住宅を取得し居住を開始しました。ついては、奨励金の交付を受けたいので、岡垣町定住奨励金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

続柄	氏名		生年月日・年齢	
申請者 (注)			年 月 日 ( 歳)	
配偶者			年 月 日 ( 歳)	
同居者 (氏名・生年月日)	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生	
親等の氏名				
親等の住所	岡垣町			
住宅の所在地（登記地番）	岡垣町			
住宅の所有関係	単独名義・共有名義（持分）			
住宅の種類	1 専用住宅 2 併用住宅 3 分譲マンション			
住宅の床面積	㎡			
中古住宅売買契約日	年 月 日			
建物登記年月日	滅失登記		新築登記	
転入または転居日	年 月 日			
国の補助金等の申請			あり・なし	

(注)申請者は、取得住宅の所有者であること。

(添付書類)

※中古住宅取得の場合は1～6、解体新築の場合は1～11まで（ただし、6を除く。）の書類を添付

- (1) 同居者又は近居者を含む世帯員全員の住民票
- (2) 同居又は近居者を含む世帯員全員に町税、上下水道使用料及び保育料に滞納がないことを証する書類
- (3) 同居又は近居者との関係を示すもの（戸籍謄本又は戸籍抄本）
- (4) 自治区加入証明書（様式第2号）
- (5) 中古住宅の売買契約書の写し
- (6) 住宅の登記事項証明書又は固定資産税課税明細書
- (7) 新築住宅の工事請負契約書の写し
- (8) 新築住宅の登記事項証明書
- (9) 解体工事に係る領収書の写し
- (10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による検査済証
- (11) 中古住宅の滅失を記述した閉鎖登記事項証明書

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

岡垣町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

岡垣町定住奨励金交付申請に係る  
住民基本台帳、固定資産税課税台帳及び町税等納付状況の調査同意書

岡垣町定住奨励金交付要綱に基づく申請内容の審査、奨励金の交付決定その他必要な手続きのため、申請者及び世帯員全員について、下記のことを町の担当者が調査確認することに同意します。

なお、このことについて、申請者以外の世帯員全員の同意も得ています。

記

- 1 住民基本台帳の登録内容
- 2 固定資産税課税台帳及び登記済通知書の記載内容
- 3 岡垣町において課税される町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納付状況
- 4 岡垣町上下水道使用料の納付状況
- 5 保育所の保育料の納付状況

様式第6号（第8条関係）

岡 第 号  
年 月 日

様

岡垣町長

㊟

岡垣町定住奨励金交付決定（却下）通知書

年 月 日に交付申請のあった岡垣町定住奨励金について、下記のとおり交付（却下）することに決定しましたので、岡垣町定住奨励金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 奨励金の額 \_\_\_\_\_ 円

2 その他

- (1) 岡垣町定住奨励金交付請求書（様式第7号）により、支払の請求をすること。
- (2) 交付対象世帯の要件を有しなくなったときは、岡垣町定住奨励金交付要綱第10条の規定に基づき交付決定を取り消すことがあります。
- (3) 虚偽または不正な方法により奨励金の交付を受けたときは、奨励金の返還を求めます。

※ 却下する場合は、上記1、2に代わって却下の理由を記載すること。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

岡垣町長 様

請求者 住 所  
氏 名  
電話番号



岡垣町定住奨励金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岡垣町定住奨励金について、岡垣町定住奨励金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 .....円

2. 振込先口座

金融機関	銀行 金庫 信用組合 (本店・支店) 農業協同組合
預金種目	1 普通    2 当座    3 その他 (            )
口座番号	No. ....
ふりがな	.....
口座名義人	.....

(注) 口座名義人は、申請者と同一であること。

様式第 8 号（第10条関係）

岡 第 号  
年 月 日

様

岡垣町長



岡垣町定住奨励金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した岡垣町定住奨励金については、岡垣町定住奨励金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 交付決定取消額 \_\_\_\_\_ 円

2 取消の理由

様式第9号（第11条関係）

岡 第 号  
年 月 日

様

岡垣町長

㊟

岡垣町定住奨励金返還命令書

年 月 日に交付決定を行った岡垣町定住奨励金について、（交付の決定を取り消し、）既に交付した奨励金について下記のとおり返還を求めます。

記

1 返還を求める理由

2 返還を求める金額 \_\_\_\_\_円  
(交付金の既交付額 \_\_\_\_\_円)

3 返還期限 年 月 日 まで